

○京都府立大学学術報告委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第29号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学附属図書館規程（平成20年京都府立大学規程第7号）第27条第2項の規定により、京都府立大学学術報告委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された、各4名、3名及び6名の教員
- 2 前項第2号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。
- 3 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要な事項の処理を行うものとする。

- (1) 学術報告に関する重要事項
- (2) 学術報告の予算に関する事項
- (3) 学術報告の編集、発行及び配布に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会議の招集及び議長)

第5条 附属図書館長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、附属図書館長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

- 3 議長が必要と認めた場合には、委員会の会議に委員以外の教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後最初に任命される第2条第2号の学術報告委員のうち、文学部から選出される学術報告委員2名、公共政策学部から選出される学術報告委員1名及び生命環境科学研究科から選出される学術報告委員3名の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。